

# 令和4年度大分県内部統制評価報告書

大 分 県

# 令和4年度大分県内部統制評価報告書

知事部局の財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合しかつ適正に行われることを確保するために策定した方針及びこれに基づき整備した体制について評価した結果を、地方自治法第150条第4項に基づき、次のとおり報告します。

## 1【内部統制の整備及び運用に関する事項】

知事は、地方自治法第150条に基づき、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（いわゆる内部統制）の整備及び運用に責任を有しており、本県では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を参考に、「大分県における内部統制に関する方針」（令和2年3月19日）を策定し、当該方針に基づき、財務に関する事務等に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

## 2【評価手続】

本県では、令和4年度を評価対象期間、令和5年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」を参考に、財務に関する事務等に係る内部統制の評価を実施しました。

（評価対象事項）

- ・全庁的な体制の整備
- ・業務レベルのリスク対応策の整備

## 3【評価結果】

ガイドラインに規定する評価を実施した結果として、本県の財務に関する事務等に係る内部統制は評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

## 4【不備の是正に関する事項】

今回の評価期間において、内部統制制度を整備した目的を損なうような、制度整備上の重大な不備はありません。

また、財務に関する事務等で実際に生じた不適切事案についても、大きな経済的・社会的不利益を生じさせるような重大なものはありません。しかし、今回は重大とはいえないものの、今後の再発を防止すべき不適切事案を確認し、以下のとおり対応しました。

事案を全庁で共有し、再発防止に取り組むとともに、引き続き内部統制制度の周知・徹底を図ります。

## 運用上発生した不適切事案の例

### (1) 船舶の誤廃棄処分に対する損害賠償・・・別府土木事務所

船舶の係留が禁止されている八坂川で船舶1隻を所有者不明船と誤認し、所有者確認等の手続を経ずに廃棄処分したことにより、所有者に対して損害賠償を行ったもの。

(原因)河川は係留禁止区域であり、不法係留していた複数の船舶に対して1年以上に渡り掲示板に撤去命令の張紙を行ってきたことから、当該船舶については廃棄処分の際、陸揚作業をするために行った竹木伐採により長期間放置されていた所有者不明船が出現したものと誤認し、所有者確認等の手続を経ずに廃棄処分したもの。

(再発防止策)船舶の廃棄処分を行う際は、可能な限り直接船舶に張紙を行うなど、事前の所有者調査や周知を十分に行うほか、従前の処分調書に加え新たにチェックリストを作成して関係所属に合議するとともに、廃棄処分時には職員が現地立会いを行うことを徹底した。なお、令和元年度から当該事案の発生までの間に行った所有者不明船の廃棄処分は適切に処理されていたことを確認している。

### (2) 収納事務の不適正処理・・・南部保健所

金銭出納員が現金を収納した際に交付する「領収書」の表紙部に記載すべき事項に未記載があったほか、1冊の使用後に行うべきかい長の決裁が行われていないなど、令和元年度の定期監査で改善を指摘された事項を令和4年度に再度指摘されたもの。

(原因)令和元年度の定期監査で指摘を受けた事項について、改善を要する事項の確認が不十分であったために不適切な処理が慣例的に引き継がれ、後任者も会計管理局が作成した「出納事務の手引き」等のマニュアルを精読することなく収納事務を進めたことによるもの。

(再発防止策)マニュアルで適正な事務処理方法を確認し、収納事務担当者の引継書に反映するとともに、収納事務に携わる班員すべてに適正な「領収書」の記入方法を共有し、表紙部に明記することとした。

令和5年6月30日

大分県知事 佐藤 樹一郎